

公示第36号

公有財産売却について、次のとおり一般競争入札（公有財産の売却）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び武豊町財務規則第162条の規定に基づき公告します。

令和8年4月16日

武豊町長 鳥羽悠史

1 入札に付する事項

名称	型番	メーカー	導入年	予定価格
10.2型 iPad 第7世代（Wi-Fi 32GB）	MW752J/A	Apple	R2.12.1~各小中学校にて利用	1台あたり 3,000円（税抜）

※詳細な仕様及び売却条件については、別添「使用済 GIGA スクール端末等の売払処分業務仕様書」に記載のとおりとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 3「入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者であること。
- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）第10条第3項の認定を受けていること。または資源有効利用促進法に関する法律に基づく製造事業者であること。
- (4) 小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績について仕様書に定める要件を満たしていること。
- (5) 武豊町の入札参加資格者名簿に搭載されていること

3 入札参加申込みの方法

入札希望者は、令和8年4月23日（木）午後5時15分までに武豊町において定める申込書等により武豊町役場学校教育課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

(1) 申込書を郵送する場合

(ア) 送付先

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町役場 学校教育課

(イ) 受付

普通郵便で令和8年4月23日(木)消印有効

(2) 申込書等を持参する場合

(ア) 受付場所 武豊町役場教育部 学校教育課

(イ) 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時、土、日、祝日を除く。)

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

a 一般競争入札参加申込書

b 誓約書

c 処理実績のわかる書類(法令に基づいて報告している書類)

※法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

(3) 受付期間内に申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

ア 申込書等は、武豊町役場学校教育課窓口にて交付する

イ 申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする

ウ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 契約条項の示す場所及び期間

(1) 場所

武豊町役場学校教育課 電話：0569-72-1111

(2) 期間

令和8年4月16日～令和8年4月23日

5 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

武豊町役場 2階 第4会議室

(2) 入札日時

令和8年4月28日 午前11時00分

6 入札の方法

(1) 武豊町建設工事等関係入札者心得書第10条に定めるところによる

(2) 郵送による入札書の提出は認めない。

(3) 入札書に記載する金額は、一台あたりの金額(税抜)とし、入札書に記載された金額に1.1を乗じた金額をもって契約金額とする。

7 入札保証金
免除とする。

8 入札の無効
武豊町入札心得書 14 条及び電子入札要領第 14 条に該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、武豊町は開札を行い、入札価格が予定価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格が複数存在する場合は、くじで落札者を決定する。

10 売却代金に関する事項

- (1) 売却代金は、確定した対象数に、契約単価(税込)を乗じて算出した額とする。
- (2) 回収台数に 5 パーセント以上生じた場合は、その都度協議を行うことができる。
- (3) 売却代金の納入は、落札後令和 9 年 3 月 16 日までに武豊町の発行する納付書により一括納付すること。また納付の確認のため、領収書の写しを武豊町役場教育部学校教育課まで提出が必要。

11 物品の引渡し

- (1) 引渡期間：令和 8 年 7 月 17 日～令和 8 年 10 月 31 日
※児童生徒用については、夏休み期間
教員用については、10 月末までに回収をおこなうものとする。
- (2) 場所：各小中学校
※機器の引き渡し方法及び時期については各小中学校との調整の上決定する。
引渡後の不具合等の責任は、町は負わない。
※引き渡し後の必要手続きの費用は落札者負担。
個人情報保護のため、データ消去証明書の提出が必須。

12 その他

- (1) 公告に記載していない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、武豊町財務規則、武豊町物品調達等に関する事務取扱要領等に定めるところによる。
町は瑕疵担保責任を負わない。
担当者との連絡を密にとり、仕様に準じて業務を遂行すること。
- (2) 落札者は、落札決定後、物品売却(仮)契約書を取り交わし、武豊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 12 号)の規定に基づき、町議会の議決に付きなければならない契約となるため、町議会の議決後に本

契約を締結します。

1 3 添付資料

別添「使用済 GIGA スクール端末等の売払処分業務仕様書」

(別紙 1) 予定数量・引渡し場所

※予定数量は変動あり。回収後の実数を正とする。